

一般社団法人泉青年会議所 慶弔見舞金支給規程

(総則)

第1条 本規程は一般社団法人泉青年会議所（以下「本会議所」という。）の慶弔見舞金の支給に関する事項を規定する。

(祝金)

第2条 正会員が結婚する時は、次の結婚祝金を支給する。支給は1回限りとする。

- (1) 入会年数1年未満 10,000円
- (2) 入会年数1年以上 20,000円

第3条 正会員又はその配偶者が子女を出産した時は、次の出産祝金を支給する。

- (1) 第1子及び第2子 5,000円
- (2) 第3子以降 10,000円

2 生後1週間以内に死亡した時は、本条によらず第7条を適用する。

(見舞金)

第4条 正会員が傷病にかかった時は、次の見舞金を支給する。

- (1) 傷病で入院が2週間以上におよんだ時 10,000円
- (2) 傷病で入院が1週間以上におよんだ時 5,000円

第5条 正会員が火災、風水害、その他不測の災害を被り損害を受けた時は、次の区分により見舞金を支給する。但し、広範囲に被害を及ぼす大規模災害により損害を受けた時は、正会員の被害状況に応じ支給の有無を理事会において決議する。

区分	扶養家族を有する者	扶養家族のいない者
全壊全焼又はこれと同等のもの	50,000円	25,000円
半壊半焼又はこれと同等のもの	25,000円	15,000円
床上浸水又はこれと同等のもの	15,000円	5,000円
前項におよばない程度の被害の場合	程度に応じて、その都度査定の上各項とも金額を決定する。	

(弔慰金)

第6条 正会員が死亡した時は、次の弔慰金を支給する。

- (1) 入会1年未満の者 30,000円
- (2) 入会1年以上の者 50,000円

第7条 正会員の父母、配偶者、子及び同居の兄弟、姉妹が死亡した時は、次の弔慰金を支給する。

- (1) 配偶者 30,000円
- (2) 子及び父母 20,000円

(3) 兄弟姉妹 5,000円

第8条 本規程に定める支給を受ける事態が発生した場合は、理事会が必要と判断した場合、その事実を証明するに足りる書類を提出することを要する、(本会議所に申告するものとする。)

附 則

- 1 本規程は平成25年7月1日より施行する。(平成25年6月12日理事会決議)
- 2 本規程は平成26年1月1日より施行する。(平成25年12月12日理事会決議)
- 3 本規程は平成27年9月1日より施行する。(平成27年8月12日理事会決議)
- 4 本規程は平成29年9月1日より施行する(平成29年8月10日理事会決議)
- 5 本規程は令和2年9月1日より施行する(令和2年8月13日理事会決議)